

入札監理小委員会 第 7 3 4 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第734回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和7年3月7日（金）15：44～16：45

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の計算機等の運用管理支援及び監視業務（大学共同利用機構法人高エネルギー加速器研究機構）

3. 閉会

<出席者>

川澤主査、小尾副主査、近藤副主査、辻副主査、浅羽専門委員、井熊専門委員
柏木専門委員、工藤専門委員、山本専門委員

（大学共同利用機構法人高エネルギー加速器研究機構）

財務部	山崎部長
計算科学センター	松永研究機関講師
財務部契約課	日下田課長

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○川澤主査 それでは、ただいまから第734回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、計算機等の運用管理支援及び監視業務の実施要項（案）について、高エネルギー加速研究機構財務部、山崎部長からご説明をお願いしたいと思います。

○山崎部長 ありがとうございます。私は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構財務部長の山崎と申します。本日は私のみ、機構外からの参加となっております、不具合がないよう進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、当機構の計算機等の運用管理支援及び監視業務に関する説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。短い時間ではございますが、何とぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、実施要項（案）の説明をさせていただきます。

本事業は当初、令和4年7月5日の閣議決定の公共サービス改革基本方針別表において、新規事業として選定されたものでございます。しかしながら、その後、当該業務の仕様策定に大きく関わっている中央計算機システム及びセキュアネットワークシステムの調達において、新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢等の影響に伴う物価高騰や、資材調達の見通しが立たなかったことなどの要因により、機器仕様の策定に時間を要したこと、さらに、その後のセキュアネットワークシステムの2度の入札不調により、市場化テスト事業開始時期を2年延期していただいた経緯がございます。延期に際しましては関係の皆様方に大変ご迷惑をお掛けしましたこと、改めておわび申し上げます。

そして今般、令和6年6月25日の閣議決定の対象事業として、令和8年4月1日から令和10年3月31日の2年間を事業期間として、官民競争入札を実施させていただくことになりました。なお、当機構では本事業が初めての市場化テストとなりますことから、不慣れな点、不十分な点多々あるかと思いますが、ご指導、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、市場化テスト対象事業の業務の概要についてご説明いたします。資料A-2、63分の3ページの方をご覧ください。2ポツ（1）「本業務の概要」の方をご覧ください。

当機構は加速器科学の国際的な拠点として、国内外の多くの研究者に最先端の研究施設等を用いた共同利用・共同研究の場を提供している研究機関でございます。加速器と呼ばれる電子や陽子などの粒子を光の速度近くまで加速する大規模な装置群を使って、素粒子や原子核に関する研究、物質の構造と機能に関する研究、加速器の性能向上を図るための

研究等を推進するとともに、大学共同利用機関法人として、世界中の大学や研究機関、民間企業も含めた多数の研究者による本機構での共同利用・共同研究を日々支えているところでございます。

そして、当機構の計算科学センターでは、機構で行われる研究や業務に対して重要な役割を担う各種計算機システムやネットワークシステム及びそれらの電源、空調等の関連設備、各種ソフトウェアなどの運用管理業務を行っております。市場化テスト対象事業である当該業務は、計算科学センターが昼夜の区別なく運用管理する各計算機等システム及び関連設備の安定運用を確保するとともに、それらのシステム及び機構職員等の管理するP C等の利用者支援を目的とする運用管理支援及び監視業務となっております。

なお、計算科学センターが運用管理する各計算機等システムは6つございます。1つ目が「中央計算機システム」、2つ目が「ネットワーク・セキュリティシステム」、3つ目が「電子メールシステム」、4つ目が「センターサービスサーバ等」、5つ目が「J－P A R C関連情報システム」、6つ目が「周辺設備等監視システム」となっております。

次に、資料A－3をご覧ください。こちらは本業務の概要のポンチ絵となります。真ん中に請負者が実施する業務内容がありまして、ポンチ絵中央にある請負者の周囲を青色の破線で囲んだ部分となっております。

平日の運用管理支援業務と夜間休日の運用管理支援業務の2つに分かれておりまして、平日の業務については資料の左上に、夜間休日の業務は右上に、それぞれ黒枠内に業務事項をお示ししてあります。

各事項の具体的な業務内容の説明は、時間の関係もございますので省略をさせていただきますが、具体的内容につきましては、資料A－2の別添1、仕様書の63分の44ページから始まる3ポツ「業務内容」において記載してございますので、後ほどご覧いただければと思います。本事業の業務内容は多岐にわたっておりますが、システムの利用者やアカウント情報の管理、システム等利用者からの問合せ対応などが主要な業務となっております。

業務のイメージとしましては、資料A－3、ポンチ絵左の、システム等利用者からの利用申請、利用相談／回答、障害受付等、実施機関担当の連絡・調整、利用承認、問合せ対応、月次報告等、そして、ポンチ絵の下の、各計算機等システムの管理支援、関連設備の監視・管理支援、アカウントの作成、ネットワークハブ管理、サーバ管理などになっております。

また、平日においては、当機構つくばキャンパス内にある計算機棟という建物に運用管理支援業務責任者1名と運用支援技術者4名程度が常駐し、夜間休日の業務は請負者側の遠隔監視センターの技術者及び関連設備障害時対応保守員で実施するものでございます。

業務の実施場所としましては、計算機棟及びキャンパス内各所に設置してある機器に対して実施するものであるため、詰所となる計算機棟のほか、放射線管理区域を含む機器の設置場所での対応も必要となります。また、機構の職員のみならず国内外の研究者にもサービスを提供する必要から、24時間365日の対応が必要な業務となっております。

以上が業務概要の説明となります。

続きましては、実施要項（案）の説明をさせていただきます。

当機構では、初めての市場化テストとなりますことから、実施要項（案）の作成等に際しましては、総務省行政管理局公共サービス改革推進室で作成された「民間競争入札実施要項標準例（OA関係）」や、「実施要項作成のための取組事例集」を参考にさせていただきました。

また、事務局である総務省行政管理局公共サービス改革推進室のご担当者様には、ご指導、ご支援を承りましたことを誠に感謝しております。

また、本事業は、競争性の確保に課題があるとして選定されたものでございますため、一者応札が続いている要因について、入札不参加者に対するヒアリングを行うなどして対応策の検討を行い、実施要項（案）等を作成しました。入札不参加に対するヒアリング概要及び対応策については資料A-6の方にまとめております。

本日は主に、競争性確保の改善の観点でポイントと思われる点を中心にご説明をさせていただきます。市場化テストの実施に際して行った競争性確保の改善に向けた取組の主なものとしましては、機構として5点ほどご説明させていただきます。1点目につきましては、「契約期間の複数年度化」、2点目については、「余裕を持った調達スケジュールの確保」、3点目は、「競争参加要件の緩和」、4点目は、「仕様書の曖昧な表現の明確化」、5点目は、「情報の開示の充実」となります。

まず1点目の、契約業務の複数年度化でございます。当該業務につきましては従来、単年度契約でしたが、単年度の契約であるため応札者側には投資リスクが伴い、新規の応札者が出現しにくい状況となってしまうものと認識しております。市場化テスト対象となる令和8年度分の契約からは事業期間を2年間に延ばして実施することとしております。なお、2年間としましたのは、当該事業の業務内容は、別にリース契約で調達してお

ります中央計算機システムやネットワークシステムの機器構成等と深く関係があり、両システムの更新時期等との兼ね合いから２年間とすることが妥当と判断したところでございます。

なお、資料Ａ－２、６３分の５ページの３ポツ目「実施期間に関する事項」において、「本業務の実施期間は、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までとする」と記載しております。

次に、２点目ですが、入札公告から業務開始日までのスケジュールを十分余裕を持ったものになるよう見直しました。具体的には、入札公告開始日から入札書類の提出期限までの期間を約５０日から９０日に延ばすことにしたほか、開札日を従前の１２月下旬から１１月下旬に１か月前倒しをすることにより、開札日から業務開始日までの期間を３か月から４か月に拡大しました。この見直しにより、応札事業者における入札の事前検討や入札書類等の準備作業等に充てることができる時間的余裕が生まれるとともに、開設日から業務開始日までの間の受注事業者としての事前準備、あるいは事業者に交代がある場合の引継ぎに要する時間をこれまで以上に確保することができるものと思われま

す。入札公告から契約締結までの調達スケジュールに関しましては、資料Ａ－２、６３分の６ページの５ポツ「入札に参加する者の募集に関する事項」の（１）に記載しております。なお、予定としましては、入札公告を令和７年８月上旬に行い、入札説明会、質問受付、入札書類の提出、入札書類の審査を経まして、１１月下旬に開札及び落札予定者の決定、令和８年１月上旬頃の契約締結を予定しております。

続きましては、改善の取組の３点目になります。競争参加要件の緩和となっております。こちらは２つございます。

競争参加要件の緩和の１つ目は、事業者が単独で業務を行えない場合、または単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合には、入札参加グループによる入札参加を可能としました。当該取組については年々、人手不足の深刻化が進んでいる状況にありますことから、競争参加へのインセンティブ効果があるものと期待しているところです。入札参加グループの入札参加可否に関しましては、資料Ａ－２、６３分の６ページ、（９）に記載しております。

続いて、競争参加要件の緩和の２つ目となりますが、技術者等の資格及び条件の緩和となります。

まず、運用管理責任者については、運用管理支援業務に関して求める経験年数を６年以

上から５年以上に緩和しております。ネットワーク業務に関して求める経験年数を４年以上から３年以上に緩和しました。

次に、運用支援技術者については、運用管理支援業務及びネットワークシステムに関する業務の経験年数について、「運用管理支援業務及びネットワーク」としていたものを、「及び」のところを、「運用管理支援業務またはネットワークシステム」に緩和するとともに、求める経験年数を４年以上から３年以上に緩和しました。

加えてとなりますが、運用管理責任者と運用支援技術者に共通することとして、利用者からの英語の相談等への対応については「翻訳ソフトなどの活用も可能」であることを仕様書に明示しました。

技術者等の資格及び条件の緩和につきましては、資料Ａ－２、６３分の５４ページの５ポツ「技術者等の資格及び条件」、５．１「昼間の運用管理支援業務技術者の資格」（１）の１）及び（２）の１）に記載しております。

なお、補足説明となりますが、競争参加要件の一つとして求める国の競争参加資格、全省庁統一資格の等級につきましては、本来であれば、役務の提供等の区分のＡ等級が基本となりますが、従前より２級下位まで拡大し、Ａ、ＢまたはＣ等級としているところです。

次に、改善取組の４点目についてです。仕様書の曖昧な表現の明確化です。仕様書において「速やかに」などの曖昧な表現部分の見直しを行い、数値的な言い回しに変更し、明確化を図りました。

該当箇所については複数ありますので、資料Ａ－２、６３分の４４ページ、仕様書３．１．１「システム管理支援業務」（１）、１０）中の「業務を離れた者は、速やかにアカウントの削除を申請すること」を、「速やかに」のところを「業務を離れた者は、１週間以内にアカウントの削除を申請すること」への変更がこれに該当します。また、６３分の４６ページ、仕様書３．１．２「利用者相談対応及び障害受付業務」（３）、４）中の「監督職員から変更依頼を受けたら、速やかに対応すること」を、「速やか」の部分「監督職員から更新依頼を受け取ったら、１営業日以内に対応すること」に変更。また、６３分の５１ページ、仕様書３．２．１「連絡受付業務」（１）の中の「計算機システムにおける障害・相談等の連絡を受け付け、マニュアルに沿って問題の所在を明確にし、あらかじめ伝えてある担当者へ速やかに連絡」の「速やか」の部分「２時間以内に連絡」というふうに変更しております。

改善取組の５点目は、情報の開示の充実です。今般の市場化テストにおいては、従来の

当該業務の調達仕様書及び業務報告書等の提出書類に関して、機密性を確保する上で、一定の条件の下、応札予定者による資料閲覧を可能といたしました。このことに関しては、資料A-2、63分の9ページの7ポツ「本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」（2）「資料の閲覧」において記載しております。

以上、入札実施要項（案）についての審議に当たり、議論のポイントとなると思われる部分を中心にご説明させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○川澤主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました実施要項（案）についてご質問、ご意見がある委員はお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 ご説明どうもありがとうございました。

まず、実施要項の資料A-2の別紙4、63分の35ページで機密保持に関する念書というものがございます。こういうもので、威嚇的な効果というか、できるだけ機密を漏えいさせないという観点から工夫が幾つかあるかと考えます。こちらに損害賠償という条項がございますけれども、よくあるのですけれども、例えばですが、これとは別に損害賠償額の予定とは明確に区別された、違約罰という概念を導入して、1回漏えいした場合には幾らと機械的に書いてしまっただけで、裁判手続を使ったとしても、違約罰という名目で、罰金とまでは言いませんけれども、お金をすぐ取りやすくするという工夫がございますけれどもいかがでしょうか。現状どおり損害賠償とだけ書くのではなくて、違約罰という概念を導入するのはいかがでございましょうか。

○日下田課長 ご意見ありがとうございます。高エネ研財務部契約課の日下田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

こちらのまず、別紙4につきましては、私ども、不慣れな点もございまして、参考となる情報を過去の実績をベースに作成したものでございまして、損害賠償のところにつきまして違約罰というような項目にしてはどうかというお話でございますが、少し検討をさせていただきまして、後ほど事務局を通じて回答とさせていただければと思ってございます。

○辻副主査 ありがとうございます。

もう1点お願いいたします。資料のA-6で、過去の入札不参加の方にヒアリングをなさっていただいて、非常に多くの条件の緩和をしてくださって誠にありがとうございました。恐らく、過去入札なさらなかった方々に対してヒアリングをした結果、経験年数を6年から5年に変えるとかという工夫をしていただいたとは存じますが、具体的に、

過去入札をなさらなかった各社は今回の対応策を見て、これだったら応札することができる、というような反応はございましたでしょうか。

○日下田課長 ありがとうございます。今回のヒアリング結果を踏まえた対応策につきましては、経験年数等を短くするという対策を取り入れさせていただきました。一方で、恐らく、参入障壁という面でいきますと、経験年数をそれぞれ引下げておりますので、それなりの効果はあるものと見ておりますが、実際のところ、これがどれだけの効果があるかという面におきましては、正直、不透明な部分はあるかと考えているところでございます。

○辻副主査 ありがとうございます。前回入札をなさらなかったA社、B社、C社には特段、今回の対応策をお示しになってはいらっしゃらないという理解でよろしいでしょうか。

○日下田課長 はい。ご認識のとおりで結構です。

○辻副主査 分かりました。

最後にもう1点だけ、お願いいたします。今回のこの機器、ノーベル賞を取った先生たちも使うような非常に貴重な資源だと認識しております。63分の3ページにも書いてございますけれども、恐らく多数の研究者がこの資源を使いたいとお思いになるのではないかと推測いたします。そこで1点、疑問なのですけれども、こういう、みんなが使いたがるような資源に関してはその分配が結構難しかったりとかして、初めて手を挙げる方からすると、世界中から来る利用の申込みに対して、自分がこの資源の分配をしなければならぬのか、それは難しいのではないのかと懸念するかもしれません。

お伺いは、資源の分配業務は、資料A-3を拝見すると「利用申請／結果通知」と書いてございますけれども、あくまで請負者は利用の申請と結果の通知という機械的な事務作業をするのみであって、資源の分配という部分については、対応しないという理解でよろしいでしょうか。

○日下田課長 高エネ研の日下田でございます。ありがとうございます。私ども、加速器という特殊な非常に大きな最先端の装置群を使って、宇宙とか生物とか、そういった加速器科学、幅広い分野の研究者の方々にご利用いただいております大学共同利用機関法人でございまして、今回の市場化テストの業務では、私どものそういった共同利用設備とか施設を利用するための申請というお話はまた別となっております、その部分は本業務とは別の手続で、例えば、共同利用実験の審査会などを通じて、うちの施設を利用していただくかどうかを決めるような手続が別の形でございます。今回の事業の中にはそういったものは含まれてございません。

○辻副主査 分かりました。そうだと、資料A－3の画面真ん中からやや左側にある、利用申請と結果通知という部分に関しては機械的なものであって、資源の分配という作業はないと理解しました。ありがとうございます。

念のためですけれども、新しく手を挙げる方のために、仕様書のどこかに今の内容、難しい業務ではないのですよ、ということをアピールするために、どこかに書くことをご検討いただければと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

○川澤主査 小尾委員、お願いいたします。

○小尾副主査 ご説明ありがとうございます。私から2点お伺いさせてください。

1点目は、今回の実施要項の中に従前の業務の状況を記載いただき、この記載内容で問合せの数などは分かるのですけれども、今回の業務の中に運用管理支援が入っていて、その業務量がどのくらい分からないように思います。もちろん問合せはあるのですけれども、どちらかというと運用管理支援の方が、新しく入ってくる者からすると、どのくらい業務があるのかが気になる点かなというふうに思います。

今回、詳細な資料の閲覧を認めるということなのですが、その資料の中に業務実施報告書とか、今の事業者から、実際にどのくらい業務をやったかというようなことが多分、報告書として上がっていると思うのですが、それは閲覧資料の中に入っているのかというのを聞きしたいのが1点です。

それから、もう1点は、業務の引継ぎの部分なのですが、不明瞭、分からない部分があって、資料A－2、実施要項の63分の4ページのところで、先ほどご説明があったように、請負期間満了の際に事業者変更が生じる場合の引継ぎということで、請負者は多分、今回請負う事業者だと思うのですけれども、次回の請負者に対して行う場合の費用は、今回請負った事業者が費用を持ちなさい、というふうに書いていて、現行の請負者から、今回、事業者が変わって新しく請負った者が請負う際の費用を誰が負担するのかというのがよく分からない。

さらに、同じ資料で63分の57ページですが、(20)のところで、受注者は前受注者から引継ぐということが書いてあって、そのための費用は受注者が負担しなさい、と書いてあるのに対して、次の(21)には、引継ぎのときに必要な経費については協議の上、機構が負担しますと書かれております。なので、一体どういう費用負担になるのかというのを確認させていただきたいという2点になります。

○日下田課長 ありがとうございます。2点、ご質問をいただきました。

まず、2点目の、引継ぎ、実施要項（案）の63分の4ページ、具体的には（3）の「業務の引継ぎ」の箇所だと思うのですが、こちらの記載につきましては、委員ご指摘のとおり、分かりにくいという話と、仕様書上での記載との関係にも少し工夫が必要かなという印象を持ちましたので、こちらの引継ぎの関係の記載につきましては検討させていただきまして、後ほど事務局を通じて検討結果、修正案についてお示しさせていただければと思っています。

1つ目の、資料の別紙1、63分の18ページの2のところにいろいろ件数等が書いてありますが、見積りがこれだと難しいのではないか、というお話でありますが、こちらにつきましては、この業務の計算科学センターの担当の松永の方からご説明をさせていただければと思います。

○松永研究機関講師 高エネ研計算科学センターの松永と申します。よろしくお願いします。

質問の1つ目の業務量についてですが、確かに数は書いてあるのですが、実際その数がどの程度の業務なのかというのに換算するのが難しいということだと思います。資料A-2の63分の54ページのところに大まかな業務量が書いてあります。5.1の（2）「運用支援技術者」の8）のところですが、利用者相談対応及び障害受付業務がフルタイム当量として0.5人分程度と見込んでいると書いてあり、その程度の業務量だと思っております。ちなみに、申請業務などや問合せですが、1件につき10分から20分程度かかると大体見込んでおります。このような点については仕様書を見直すように検討いたします。

○小尾副主査 ありがとうございます。今の部分については、事業者が変わったときに現行事業者にかかる費用は、できるだけ現行事業者または機構側が負担していただくような形を想定して書き直していただければと思います。

あと、最後に、1点、気づいたのですがけれども、引継ぎ期間は仕様書上には明確に書かれていないような気がしています。先ほどご説明があったように、応札して契約してから実際に業務が始まるまでの期間を延ばしましたということなのですが、引継ぎ期間として、ここからここまでを引継ぎ期間にしますみたいなことを仕様上記載しておいた方が、応札している業者としては安心できるかなと思いますので、その部分も少し考慮いただければと思います。

○日下田課長 高エネ研の日下田でございます。ご意見ありがとうございます。検討させ

ていただきたいと思います。

○川澤主査 井熊委員、お願いいたします。

○井熊専門委員 ご説明ありがとうございます。この業務でやはり厳しいのは、結構業務量が多いわりに発注額が抑えられている、という部分かと思います。特にA-2の18ページに常駐者の数が書いてあるのですが、この金額で5人をずっと常駐させるというのは結構厳しいと思います。その意味で、常駐の中で一部の常駐を外すとかということを検討された方がいいのではないかなと思います。

○日下田課長 ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

○川澤主査 工藤委員、お願いいたします。

○工藤専門委員 ご説明ありがとうございました。

1点だけです。今回いろいろと入札に応札がなかった企業などにインタビュー、ヒアリング等をされて、かなり要件を緩和されているということで、相当いろいろな要件の緩和があるのですが、先ほどは別の委員、小尾委員だったでしょうか、実際に応札しなかった会社の反応についてのご質問があったかと思うのですが、重要なことは、これらの緩和によって業界としてどのぐらいの企業数が増えるのか。つまり、プールとして存在する企業のうち、この緩和によって実際入札に応じることが可能な企業数というのはどのぐらい増えるのかという調査をしていらっしゃいますでしょうか。

省庁の中では、そういった調査をした上で、それによって大体どのぐらいの数が増えて、その中で、実際に技術力があり、この仕事の内容に対応できる企業がどのぐらいあるかということを概算されているところもありますので、もしそのようなことをされているようでしたら、ざっくりで結構ですので教えてください。もしもまだされていないということでしたら、ぜひ、要件の緩和と併せてそのような業界調査をされることがよろしいかと思しますので、それはコメントとして申し上げておきます。

○日下田課長 ありがとうございます。高エネ研の日下田でございます。ただいま委員からのご質問、詳しい調査をしているかどうかというお話につきましては、私ども、そこまでの緩和をした場合どれぐらい効果があるかという具体の調査までは実施できてございませんので、今後の進め方につきましては検討させていただきたいと思います。

○工藤専門委員 ありがとうございました。緩和も非常に重要ですが、実際の緩和がどのぐらいの効果を生むかの調査も非常に重要だと思いますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

○川澤主査 山本委員、よろしくお願いします。

○山本専門委員 私からは特に何か改善の具体的な指摘というよりは、簡単な確認をさせていただきたいと存じます。

特に、事業者の側が体制を整える、構築する際のハードルがどれくらいなのかというのが私からはよく分からなくて、ハードルがやたら高くないですね、ということを確認したいという趣旨です。特に私が気になったのは、施設の性質上、当然とは思いますが、365日24時間体制で稼働しなければいけないというところが、ネックポイントになるのかなと思いました。その辺りのハードルが高くなりがちなのかな、と思います。事業者のヒアリング結果でも、特に夜間の運用保守体制を確保できないという意見もありましたので、そこが、気になったところです。

具体的には、技術者と従事される方に関する資格や要件についての確認です。この業務では昼間と夜間休日の業務が割と分けて書いてあって、そこはすごく分かりやすいとは思ったのですが、昼間の業務に対応できる資格を持つ方というのは、基本的には問題なく夜間とか休日の業務にもつけるのか、ということです。逆は難しいとしても、昼間従事できる方は、場所が離れてしまうことかはあるとは思いますが、夜間の業務にもつけるのかと、仕様書の資格とか条件のところを見ただけではそれがよく分からなかったもので教えていただきたいと思いました。

○松永研究機関講師 高エネ研計算科学センターの松永です。私からお答えいたします。

昼間の業務と夜間休日の業務というのは微妙に違うところがありまして、昼間の業務はいわゆるITの業務が主になりますが、夜間はどちらかというと緊急を要するようなインフラですね、空調とか電源とかそういったような対応がメインになってきますので、資格というのは要求していないのですが、こちらが求めている要件というのは多少違うところはあります。そのため、昼間の技術者がそのまま夜間に対応できるかどうかは分からないのですが、要件としてはそんなに高いハードルではないので、両方ともできるような能力があるという方はたくさんおられます。

あとは、昼間と夜間、両方やるというようなことになると業務時間が長くなりますので、その辺の采配をどうするかというのは各事業者が考えることになってくると思いますので、その辺もお任せするという感じです。

○山本専門委員 分かりました。丁寧なご説明ありがとうございます。先ほど委員からもありました、低予算の中で人の体制をどう構築するのかは、やっぱりその辺りがネック

になるのかなと改めて思いました。ありがとうございました。

○川澤主査　ありがとうございます。浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽専門委員　ご説明どうもありがとうございました。私から1点、細かい点に関わってくるのですが、新しい事業者の方が今回もし入られる場合にイレギュラーの部分がどれぐらい業務量あるのかというのが、かなり分かりづらいのかなという感じがしております。その中で、異常通報対応業務について、仕様書の63分の51ページのところにある、3.2.2の(2)ですけれども、「緊急対策を必要とする場合には、2時間以内に現地へ保守員を派遣し」と入っているのですが、実際に、先ほどの件数を見ますと、年間に何件か実際発生しているのですが、2時間とは、2時間以内に遠隔をしている事業所から出ればいいのか、あるいは2時間以内に現地に着いていないといけないのかというのが、どちらなのかなというのがよく分からなかったもので、この点、まず教えてください。

○松永研究機関講師　高エネ研計算科学センターの松永です。質問を再度確認したいのですが、3.2.2の(2)の方ですか。

○浅羽専門委員　はい。

○松永研究機関講師　この件ですが、異常通報を受けてから2時間以内に現地に来てもらうということをお願いしております。

○浅羽専門委員　そうなりますと、2時間以内に、例えばもう休みの日に、日曜日の昼の12時にもし警報が鳴ったら2時までにつくばに着いているような、着けるようなところで遠隔業務をやる、もしくは、そこに行けるような人を配置しておく等が条件になるということでしょうか。

○松永研究機関講師　そのとおりです。通知を受けるのはどこでもいいのですが、通知を受けて、また別の方に委託してもいいのですが、保守員1人がつくば近辺に在住して、夜間も休日でもいつでも2時間以内に来られるように、ということをお願いしております。

○浅羽専門委員　先ほど山本委員が資格の話をされていましたが、このために常に1人置いておくというのはなかなか大変かなというような印象は持ちました。ただ、それが絶対必要であり業務上必要だということであれば仕方がないことだと思います。ただ、一方で、もしそれを合理化するすべがいろいろとあるのだとすれば、先ほど、事業者に考えていただくということがあったのですが、本件、最低価格落札方式でやっておりますが、場合によっては総合評価で、どういう体制を組めるのかということで甲乙つけるというも

のを含んでもいいのではないかなとも思ったのですが、いかがでしょうか。

○松永研究機関講師 高エネ研計算科学センターの松永です。総合評価する場合にどのような評価基準を決めるかというのは難しいかなとは思いますが、2時間以内に技術員を、保守員を派遣するという件に戻させてもらいますと、現在、受注している業者も含めて、比較的規模のある会社であれば、つくばにはたくさん研究所などもありますし、高エネ研だけを対象として保守をしているわけではなく、複数の事業所を保守対象としていて、それで、しかもシフトを組んで、別の人が担当するなど、上手く回して、それほど負担が大きいいいということはなく、できるようには聞いております。

○浅羽専門委員 どうもありがとうございます。

○川澤主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 今の委員のお話に関連するのですけれども、つくばに、夜中でも休日でも2時間以内に行かなければならないというのは、実は結構、参入障壁なのではないのかなと思いつつ今のお話を伺っていたのですが、念のため教えてください。

資料A-6に書いてあったヒアリングの概要の部分なのですが、抽象的にA社は体制を整備することが困難で、B社は夜間の運用保守体制を確保できない（条件に合う要員が不在）と書いてあって、お伺いしたいのは、入札しなかった各者からは、つくばに2時間以内に夜でも休日でも人を派遣することが困難であるという観点からの、体制整備が困難だというインタビュー結果はなかったのでしょうか。

○日下田課長 ありがとうございます。高エネ研の日下田でございます。

実施しましたヒアリング調査の回答は、人員体制を確保するのが困難という要因が多数ございました。さらに、なぜ人員体制を確保することが困難なのかという部分につきましては、各社いろいろな回答がございました。例えば、本案件は政府調達案件でございまして、毎年度、落札結果を官報に掲載してございます。そういった情報をしっかり押さえている事業者からの回答では「この仕様内容で、この規模の予算では、当社としては難しい」というようなご回答をいただいた例がございます。

具体的に、つくばに2時間以内という部分について対応できないなど、そのような具体のご回答はいただけてはございません。あとは、例えば、多少分野が違う事業者が仕様書を取りに来て、加速器関係の仕事をしているのだけれども、ちょっと分野が違うかなと、そういう意味で対応できないとか、そういったお話がございました。あとは、社全体として人を確保しようとすればできるかもしれないけれども、時間的に人材の確保が難しいと

か、そういったお話等がございました。我々が実施したアンケート、ヒアリングで得られている具体の回答はそういったものでございます。

○辻副主査 ありがとうございます。

念のため、1点だけ伺いさせてください。つくばに夜間でも休日でも2時間以内に参集できるという条件を満たす前提として、つくばには、いろいろたくさん研究所があることは存じ上げておりますけれども、それらの研究所と取引をされていて、かつ、夜、休日でも対応できるようなスタッフを既に確保なさっている会社、つまり、今回の入札に関しても応札の可能性がある方々ですが、そのような、夜でも休日でも参集できるようなスタッフを既に確保している会社というのは大体何社ぐらいあると見積もられているでしょうか。

○日下田課長 ありがとうございます。高エネ研の日下田でございます。実際、そこまでの見積りということまで至ってございません。それが現状でございます。

○辻副主査 分かりました。ですと、やはり、先ほど、皆様が懸念を示していらっしゃったとおり、2時間以内に参集するという条件はひょっとすると大きな参入障壁として機能しているかもしれませんので、ご検討いただければと思いました。

以上でございます。

○日下田課長 ありがとうございます。

○川澤主査 すみません、私から何点か。

ただ今、資料A-2の63分の3ページの24時間365日対応というところでいろいろなご議論あったかと思うのですが、おっしゃっていただいたとおり、つくばに様々な研究所があると思いますので、可能であれば、そういったほかの研究所で同様の運用支援業務をどういう者が行っていて、こういった要件を課しても競争性が働いているかなどの調査もぜひ行っていただければありがたいなというふうに思いました。これはコメントです。

あと何点か、細かい点なのですが、63分の4ページの利用者満足度調査、④というところで、基準スコアが65点を維持することとなっているのですが、これがやや基準が低くないかなと思いました。つまり、普通程度が60点なものですから、その辺りの水準というのはいかがでしょうか。

○日下田課長 ありがとうございます。高エネ研の日下田でございます。私どもは市場化テストが初めてということもございまして、アンケート調査というのも当然、初めてでございます。どういった名目で調査をすべきか、点数の配分をどうすべきか、そういったと

ころもなかなか分からないところがございます、参考で、事務局の方からご提供いただきました標準例をベースにアンケートの調査項目と配点というのを作成させていただきました。

基準点を65点とすることにつきましては、確かに、委員がおっしゃるように標準、普通じゃないかというお話でございますが、どこまで、質を高めるか、という意味では高い点数を求める、設定するという方が好ましいとは思いますが、私どもとしては、逆に点数を上げることによってハードルを高めてしまうのではないかと、そういった思いもございまして、65点というのは標準に近い、標準ベースかとは思いますが、我々としては標準をクリアしていただければ結構ですということで、まずは65点ということで案を作成させていただいたところでございます。

○川澤主査 分かりました。ありがとうございました。いろいろご検討になられたということであれば承知いたしました。

あとは、コメントなのですけれども、63分の6ページのイの質問書の部分で、「質疑がない場合でもその旨を記載して提出する」というところは、質疑がない場合は提出を不要にしてもいいのではないかと、事務手続を簡素化するという意味ですね。

それと、「ただし、業務マニュアルについては説明会においてのみ閲覧可能とする」というところがございます。これは、マニュアルで原本をご覧いただきたいという趣旨とは思いますが、説明会以外の日も閲覧可能にするような運用を行っている事業もあると思いますので、ここも緩和できないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○日下田課長 高エネ研の日下田でございます。ありがとうございます。

マニュアルにつきましては、ふだん、実際、現場で日常的に使っているものということで、長期的に閲覧というのもどうか、という思いもあったものですから、このような記載をさせていただいたところではございますけれども、長期化できないかどうかという点について検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○川澤主査 分かりました。ありがとうございます。

ご出席の柏木委員が、音声の調子が悪いので、私の方から代理で質問させていただきます。

1点、ご質問ということで、人材不足や物価高の影響でどのくらいコストが上がりそうですかというご質問です。いかがでしょうか。

○日下田課長 ありがとうございます。高エネ研の日下田でございます。

本業務は、ほぼ人件費がウエートを占めている案件でございまして、昨今の人件費の賃上げ、そういったことで民間各社、人材の確保ということで、大手企業はかなりのベースアップをされているところでございまして、そういった影響につきましては本事業にも及ぶものと見ております。ただ、一方で、我々、無尽蔵に財源があるわけではございませんので、その辺りはバランスを取りながら対応していきたいと考えているところでございます。

○川澤主査 ありがとうございます。では、ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局からは特段ございません。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、高エネルギー加速器研究機構におかれまして、引き続き、事務局と相談の上、ご検討いただきまして、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せくださいますよう、お願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○山崎部長 ありがとうございました。

○日下田課長 ありがとうございました。

（高エネルギー加速器研究機構 退室）

— 了 —